

必ず所属所で受付を行ってください。

「個人番号（マイナンバー）」
してください。また、新規認定で日本国内に住民票がある場
合は住民票のコピーを必ず添付してください。

所属コード						所属所名	組合員氏名	組合員等記号番号								
4	5	2	0	0	0	共済小学校	公立 花子	公立 三重	9	8	7	6	5	4	3	2

男=「1」、女=「2」

裏面のコード表で確認し、記入してください。

昭和=「3」、平成=「4」、令和=「5」

の要件を備えるに
理由及び年月日

[illegible]

扶養に入る日以降の収入見込み額を記載してください。

扶養に入る初日を記載してください。
例えば、3月31日退職により扶養に入る場合は4月1日となります。

同居・別居 の 区 分	居所（実居）		（同居の場合は省略可）
	郵便番号		及び部屋番号も記載してください
1. 同居			
2. 別居			

住民票上でなく、実際の居所において同居・別居の区分を判断して、該当する方を○で囲んでください。

国内居住 住民票上だけでなく、実際の居所において同居・別居の区分を判断して、該当する方を○で囲んでください。

1. 国内居住 漏れなく該当する方を○で囲んでください。

2. 海外居住

扶養に入る初日を記載してください。例えば、3月31日退職により扶養に入る場合は4月1日となります。

○住所（居所と同じ場合は省略）
○氏名から記載。アパート名

漏れなく該当する方を○で囲んでください。

資格確認書
発行要否

発行が必要

以下に該当する方で資格確認書の発行が必要な方は、「発行が必要」にチェックを入れてください。

・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者

い者、利用登録を解除した者、利用登録解除者

該当する方はチェックを入れてください。

申請区分	被扶養配偶者の基礎年金番号										給与事務担当者記入欄				共済組合使用欄					
1. 新規認定 2. 区分変更 3. 手当継続	△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	扶養手当認定の有無	有	無	給与事務担当者の確認印又はサイン	福祉	3号	年号	年	月	日

組合員が65歳以下で、20歳以上60歳未満の配偶者の認定を受けようとする場合、配偶者の基礎年金番号を記入してください。

【小中学校及び市町教育委員会の方】
扶養手当認定の有無を確認のうえ、**所属所の給与事務担当者の証明印を押印してからご提出ください。**

【県立学校及び県教委事務局の方】
共済組合から**総務事務センターに証明**を依頼しますので、空欄のまま共済組合へご提出ください。

【新規認定の添付書類】

- ・被扶養者の住民票のコピー（原本証明不要）
- ・被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であり、かつ組合員が65歳未満の場合は「国民年金第3号被保険者関係届」及び「被扶養配偶者の基礎年金番号が分かるもの（写）」を併せてご提出ください。
- ・日本国内に住民票が無い場合は裏面「4. 国内居住要件の例外に係る添付書類」に記載の書類もご提出ください。